

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和2年12月10日（木）  
午前10時02分～午後1時55分  
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	板橋 茂
	委員	安齊 きみ子	委員	しのづか 元
	委員	藤條 たかゆき	委員	あらたに 隆 見
	委員	折戸 小夜子		

出席説明員	企画政策部長	藤浪 裕 永	施設政策担当部長	榎本 憲志郎
	市民自治推進担当部長	田島 元	行政管理課長	小柳 一成
	資産活用担当課長	内田 直人	広報担当課長	尾崎 ゆかり
	財政課長	磯貝 浩二		
	総務部長	渡邊 眞行	総務契約課長	櫻田 芳恵
	人事課長	佐藤 彰宏		
	市民経済部長	鈴木 誠	課税課長	赤松 勝也
	経済観光課長	渡邊 哲也	観光担当課長	三浦 博幸
	平和・人権課長	河島 理恵		
	保健医療政策担当部長	伊藤 重夫		
	都市整備部長	佐藤 稔		

## 案 件

	件 名	結 果
1	第133号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第134号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第135号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4	特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	健幸まちづくり政策監の退任に伴う条例の廃止等について	企画課
2	市制施行50周年記念事業について	企画課
3	多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について	行政管理課
4	「公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）」の時点修正等について	行政管理課
5	たま広報に関するアンケートの結果報告及びシティセールス推進事業について	秘書広報課
6	令和3年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について	総務契約課
7	特別定額給付金の状況報告について	総務契約課
8	新型コロナウイルス感染症への取組状況について	課税課 納税課 市民課 経済観光課
9	多摩市農業委員会委員候補者の選考状況について	経済観光課
10	中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正について	経済観光課
11	（仮称）キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会進捗状況について	経済観光課
12	多摩センターペDESTリアンデッキにおけるデジタルサイネージの設置について	経済観光課
13	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和の延長について	経済観光課
14	「キャッシュレスでGO!GO!多摩」の実施について	経済観光課
追加	特定生産緑地の指定	課税課 経済観光課 都市計画課
15	日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課

午前10時02分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第133号議案、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

榎本施設政策担当部長 行政財産使用料は、多摩市道路占用料等徴収条例に準拠して単価の一部を設定している。令和2年4月、東京都が道路占用料を改定したことから、これに合わせて本議会において本市の道路占用料額の改定を上程させていただいている。本件は、多摩市道路占用料等徴収条例の改正と同時に、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例、別表第1の一部を改正し、道路・公園・水路占用料等の均衡を図るものである。詳細は内田資産活用担当課長から説明する。

内田資産活用担当課長 まず本会議のフォルダを開いていただいて、令和2年第4回定例会のフォルダ、次に市長提出議案というフォルダを開いていただいて、3つ目のフォルダを見ていただくと、条例改正の新旧対照表があると思う。

それでは、本改正に至る経過であるが、本条例の別表に規定している行政財産の使用料、このうち電柱などは多摩市の道路占用料に準拠している。多摩市の道路占用料については東京都の道路占用料に準拠しており、東京都で令和2年4月に改正をしている。こうしたことから本議会に上程している多摩市道路占用料等徴収条例の改正に合わせて本条例を改正するものである。

改正する内容である。別表第1に規定している使用料のうち、5つの物件について単価の改正をする。おおむね10円から30円の増額となる。

3ページ目、ガス管、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満について1メートル当たり「110円」を「120円」に改正する。

次の4ページ目をご覧願う。中ほどの第1種電柱、一本当たり「1,48



務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 第134号議案であるが、会計年度任用職員の専門スタッフである犯罪被害者等相談支援員、これらの事業の安定的な継続のために従事する会計年度職員の働き方を見直そうということになったものである。それに伴い、条例の一部を改正するものである。詳細については人事課長から説明する。

佐藤人事課長 改正内容の大きなところとして、会計年度任用職員専門スタッフの報酬の支給単価、支給単位を一部変更するものである。現在、平和・人権課で業務を行っている犯罪被害者等相談支援について、より本事業を安定的に継続していくために相談件数に応じた働き方として報酬を支払うこととし、これまでの月額であった支給単位を日額に見直すことで、相談支援員が必要に応じて勤務できるようにするものである。報酬額は、現在の週24時間勤務で月額20万9,040円を基準とし、日額を1万2,060円とする。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 性犯罪、犯罪被害者等相談支援員について、今現在何名ほどおられて、これ週24時間という勤務体制だと聞いているが、週に何日ぐらい相談に当たっておられるのか。相談の実態を少し教えていただきたいと思う。

河島平和・人権課長 現在実は欠員になっていて、令和元年6月から新しい支援員を採用したが、9月で退職の申し出があった。退職の理由としては、相談件数が一定にあるものではなく、相談の経験を重ねづらいことを理由として言われていた。報酬月額の場合1名雇用となっているが、万が一重大事件や複雑な事案を抱えた場合、他の相談が入った場合にフォローできる体制にならないことと、あと性被害などセンシティブな相談があった場合、被害者の方は支援員を選択できない、支援員が急遽休暇に入った場合代替なしというような課題があった。実態としては、相談件数が非常に重なったり全くなかったりという不安定な状況で、犯罪被害者という特殊性もあるので一定数あればいいという相談でもなく、実際事案が起きたときにすぐに対応できるようなスキルと柔軟な対応ができるということを考えて、今回日額報

酬に変えていくことをお願いした。

安斉委員 現状に合わせて雇用もやりやすいようにということだと思うが、実際今度募集される場合は、単に報酬を日額にするだけではなく募集要項等も変わってくる可能性があるのかどうか、その辺りを伺う。

河島平和・人権課長 募集要項に関しては、大きな変更は予定していないが、もともと犯罪被害者支援員は特に法律等で規定される必須の資格要件はない。傾聴スキルや寄り添う姿勢が求められる。実態としては、警察OBの方、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士などが従事しているが、そういった傾聴のスキル、ほかに刑事・民事の手續についての基礎的知識が必要になってくる。ただそれに関しては、被害者都民支援センター等の研修があるので受講していただくことになる。

あらたに委員 基本的なことを確認したいが、今まで、月額で週に24時間ということ、言い方を変えると週5日間働いたら一日4.8時間、一日8時間働けば3日で済む話である。これを日額制に置き換えてしまうと、週5日働いた場合は24万1,200円である。だが、週3日働いた場合は14万4,720円になってしまうわけである。拘束される時間は同じなわけである。実際にこの日額制にした場合に、一日に働く時間の制限があるのかどうか。変な話だが、一日1時間で5日分、週5時間働いて満額もらえるようなことになってしまうのではないのかということ、一日の拘束時間の制限があるのかどうかを確認させてほしい。

佐藤人事課長 勤務条件として一日6時間とあらかじめ規則で定めさせていただくので、1日6時間は働いていただくということである。

あらたに委員 とすると、計算としては、従来のパターンでいくと週4日ぐらい働いていただくことになるのか。日額報酬という言い方になると、先ほど言ったように6時間を割ってしまうような仕事の場合はどうになってしまうのか非常に心配なのだが、そこら辺はどのように考えているのか。

河島平和・人権課長 相談に関しては、現状では一応毎日受け付けとさせていただいている。面談だけではなく電話相談、いわゆる飛び込みの相談も受けているのでその6時間の中でやっていただくのと、あとは犯罪被害者支援の普及啓発事業も平和・人権課で行っている、その辺のサポートや助言もお願い

いしたいと思っている。

あらたに委員 では、結局その6時間を切ることはないということなのか。この条例文をきちんと読んでみると、5時以降の勤務については上乘せするということができているわけであるが、何らかの事情で3時間しかどうしてもその日は働けない場合には無報酬になってしまうのか、そこら辺が少し微妙な今の答弁だったので、例えばそのような半端な時間も月間合計で6時間を超えたら1日に換算する等何かないと非常に仕事がしづらくなってしまわないかという気もするが、そこら辺はどうなのか。

河島平和・人権課長 一日3時間は想定していない。基本勤務していただく場合は6時間勤務で、電話相談等の対応、あと事案の処理等それなりの事務処理があるようにしているので、結果3時間になることはないかと思う。

あらたに委員 では、何かしらその方の都合で帰らざるを得ない場合、働いた分は無報酬だということによろしいのか。今のご説明だと、例えば奥様が倒れて病院に行く場合、何か事情があって途中で帰られてしまう場合に、途中まで働いた部分についての報酬額はないということになってしまうのか。

佐藤人事課長 工作上突然いろいろな事情があって休まざるを得ないときがある。そういったときは当然休暇を取得して働いていただくことになる。

あらたに委員 例えば午前中仕事をしていて、昼に何かそのような連絡があってどうしてもそこにいられないような事情が起こった場合、午前中働いた分はなしということによいのかと聞いている。

渡邊総務部長 基本は一日6時間拘束をさせていただく。3時間働いて、3時間のところで何か緊急の用があって出かけたときには、その後の3時間の部分に関しては有給休暇をとっていただくので、日額の1万2,060円はその有給の中でお支払いをする。要するに有給休暇に当たるから、その日働いた分は3時間でもお支払いをするという形になると思う。

折戸委員 月額から日額に変えたということは、要するにそれほど仕事がないからもっと臨機応変に、その人が拘束されないできちんと仕事ができるようにしたいということで変えたのか。また、そのようにしたいという要望があったることなのか。

河島平和・人権課長 仕事がないということではなく、相談件数が本当に一定ではない。

たくさん重なる場合と全くない期間があったりと非常に不安定で、何かを調査すれば大体の数量が見込めるというものではない。相談員の方は経験を重ねることで相談スキルが成熟していくので、その辺のところではやはり難しい部分がある。ただ、警察等から大規模に被害者が出たときの対応も考えてほしいというがあるので、相談事業の安定化という意味で今回日額報酬をお願いしたところである。

折戸委員 確かに犯罪被害がないほうがいいわけで、こういう方のお仕事が少ないほうがいいという社会状況はあると思う。そうすると、多摩市でその1名を雇用する、そしてその1名の方が他市とも掛け持ちでやるということはしているのか。また、そのような例はあるのか。

河島平和・人権課長 他機関、自治体に限らず民間の支援施設等と掛け持ちをしている方は実際におられる。したがって、そういった方たちは、すぐにどういった対応でもできるように、そういったところと掛け持ちすることによって相談スキルの維持を図っていることになる。

折戸委員 なかなかデリケートなところもたくさんあるし、難しいところもあろうかと思う。事例について経験を積むというか、人の心理等も含めてだろうから大変な仕事だと思う。今多摩市は1名であるが、東京都の中の実態としては、このような人たちは何人ぐらいいるのか。その実態はいかがか。

河島平和・人権課長 現在専門の犯罪被害者相談窓口を設置している区市町村は、中野区、杉並区、国分寺市、多摩市の4自治体となる。

折戸委員 それぞれ1名ずつなのか。人数的にはどうなのか。

河島平和・人権課長 申し訳ないが、それぞれの人数は把握していない。有資格者の元職員や、ほかの相談業務に携わっている相談員が兼務、あとは私どものように会計年度任用職員を採用しているところである。

折戸委員 そうすると、今多摩市を除くと3つの市区があるわけであるが、その人たちもやはり日額報酬という形で、民間の相談と掛け持ちでやっている実態が結構あるということよろしいか。

河島平和・人権課長 雇用の仕方は様々になっている。再任用職員や、正職員が兼務をしている場合もある。ただ、多摩市も、以前いた方は社会福祉士の資格を持っておられた。ほかの3市も、今現在は有資格者となっている。

折戸委員 聞いたのは、資格を持っているその人たちも、いろいろな事例を多く体験していくために掛け持ちでやっているのが今の実態だと捉えていいのかということである。

渡邊総務部長 4つの自治体でこういう支援員を置いているが、先ほど話したように正職員がそれを兼務しているような場合は市の職員または区の職員としてやっているの、他自治体にまで行くようなことにはならないだろうと考えている。その他いろいろな雇用形態の中で働いているので、今回の私どものように日額報酬の会計年度任用職員となれば、他の機関や自治体の仕事を受けることもできるという形になろうかと考えている。

しのづか委員 確認であるが、今回定員は設けないのか。このような仕組みにするのは案件に応じて登録していただいて弾力的に運用できるようにということだと私は理解しているが、1人と決めるわけではなく、そのような運用をしていくということか。

河島平和・人権課長 1名とはしないで、柔軟に対応できるように複数人雇用していきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第134号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第3、第135号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第135号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する

条例の制定についてご説明申し上げます。議案書については33ページ、新旧対照表の資料としては11ページになるので、そちらも参照していただきながら聞いていただければと思う。

本案については、都市計画税条例の附則で定めている都市計画税の税率の特例措置が来年令和3年3月31日をもって終了することから、条例の一部改正を行うものである。

改正内容であるが、3年ごとの評価替えに合わせて見直しを行っていて、現在は附則の規定により、税率の特例措置として100分の0.2を適用しておるところである。令和3年度から5年度までの各年度分の税率については引き続き100分の0.2とし、特例措置を延長するため条例の一部改正をするものである。詳細については課税課長からご説明申し上げます。

赤松課税課長 まず、先ほど市民経済部長から説明があった多摩市都市計画税条例の一部改正条例の新旧対照表をご覧くださいと思う。

まず左側の会社の欄をご覧ください。都市計画税については0.3%が制限税率となっており、条例の第3条で都市計画税の税率は100分の3とするという規定がされている。

次に、附則の第45項では、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の税率については第3条の規定に関わらず100分の0.2とするという特例を設定している形である。現在については、平成24年度からこの税率が適用されている状況である。本市では、固定資産税の評価替えの時期に合わせて3年ごとに特例の税率を規定させていただいている。

続いて参考ということで、多摩地区26市の状況についてであるが、総務常任委員会のフォルダの案件3のところに、26市の状況についての資料をつけさせていただいた。まず26市の税率であるが、令和2年4月1日現在の状況を資料の表に示させていただいたが、最高税率を使っているのが東村山市の0.29%、多摩市、武蔵野市、府中市の3市については最低の0.2%の適用をさせていただいている。

改正の時期であるが、毎年見直しを行っているところが1市、あと時期を定めていないところが2市という形である。本市と同様に評価替えに合

わせて見直しをすることが22市と、ほぼ3年に1回の形で見直しをしている自治体がほとんどである。

お示しの資料の中に、本市の都市計画税の課税率の推移、ということで、本市の都市計画税の税率については、昭和62年度までは地方税法の制限税率0.3%という形で税率を設定させていただいたが、昭和63年度から0.27%、あと平成3年度から0.25%、平成6年度からは0.23%、そして先ほど申したが平成24年度からは現行の0.2%という形で設定をさせていただいている。

今回、令和3年度の評価替えに当たって、新旧対照表の太字で示した第46項にあるように、令和3年度から令和5年度についても現行の0.2%の税率を適用する改正案という形で提出させていただいている。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

藤條委員 まず周辺市を拝見させていただくと、府中市と武蔵野市がともに0.2%で、多摩市と合わせてこの3市が最低の0.2%であるが、ほかの26市と比べて一番安い税率で、そこら辺なぜこうした税率に今なっているのかその経緯と、あと今回0.2%の特例措置の維持を提案されるその理由は何か。

磯貝財政課長 まず都市計画税についてであるが、都市計画税は都市計画事業あるいは土地区画整理事業に活用するための目的税である。そのため、今後の税収の見込み、また今後の活用の事業量に応じて都市計画税の税率を定めさせていただいている。今回のこの税率の改定に当たっても、今後の都市計画税の税収見込み、それと今後の事業量、活用する都市計画事業あるいは土地区画整理事業の金額の推計をさせていただいた中で、据置きと決めさせていただいたものである。推計の中で、今後3年間程度、令和5年度ぐらいまでは実際に入ってくる税収よりは活用する経費のほうが上回るだろうと考えている。ただ、これまで積み立ててきた都市計画基金が令和元年度末で約50億円ある。これの活用と、また世代間の公平負担ということで、この3年間の大規模な事業等に関しては、地方債等も活用させていただいて、その後負担していただくような形になっている。今の推計では令和6年度以降再び収入が上回るだろうという見込みになっているので、その状況

の中では上げることもなく、また下げるような状況でもないということで、据え置きにさせていただいたものである。

藤條委員 逆説的に言うと、こういった条件がそろえば標準税率として税率を上げる方向になる可能性があるのか。例えばこの3年間の間に、大きな都市計画事業認可が必要なものがもしかしたらパッと出てくるかもしれない。今回決めればこの3年間は戻せないわけであるからそうした場合に対応できないと思うが、こういった条件がそろったときに上げるという判断があるのかお伺いしたいと思う。

磯貝財政課長 冒頭で課税課長からもご説明させていただいたが、この税率は3年ごとに見直しをさせていただいている。基本的には今後3年間の状況を見ながらとなる。ただ今回に当たっては、3年間で見ればマイナスで使うほうが上回るわけであるが、その後の事業量を見据えていかなければ簡単に税率をいじるのはなかなか難しいと考えている。今都市計画税自体が年間約17億円強入ってきているが、これは単年度で考えると17億円であるが、使うものの性質から考えるとインフラや都市計画施設であれば通常30年以上は使うものであるので、平準化していくと10年で170億円ほどの事業規模になるわけで、その長期的な視点も見据えながら、今あるものの更新であれば当分の間税率の改定は必要ないと考えている。新規で大規模なものが出ればそういった検討は必要になるかと思うが、いずれにしても今回3年間決めさせていただいた上で、次回3年後に向けてまた検討が必要になるかと考えている。

藤條委員 私、個人的には0.2%据置きに賛成である。これは都内一安い税率であるからすばらしいと思う。せっかくであるから、シティセールス上多摩市は税金が都内一安いまちであることをPRしていただければと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第135号議案についての討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第135号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件については別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前10時42分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは1番、健幸まちづくり政策監の退任に伴う条例の廃止等について、市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 企画政策部から5件ご説明申し上げたいと思っている。現在の事務事業の進捗状況、また3月議会で条例改正等をお願いするようなものについて、それぞれ課長から簡単に説明をさせていただければと思っている。

田島市民自治推進担当部長 協議会資料の1をご覧くださいと思う。健幸まちづくり政策監の退任に伴う条例の廃止等についてという資料である。ご案内のとおり今、倉吉健幸まちづくり政策監については、この3月、今年度末をもって退任いただく予定になっている。これまで健幸都市(スマートウェルネスシティ)・多摩の創造の牽引役として、健幸まちづくり政策監を置いてきた。それに伴って、多摩市特別職の指定等に関する条例を施行させていただいたところである。

こちらについては、地方公務員法の規定に基づいて特定の学識経験を有する特別秘書として設置するために必要な事項を定めたものであり、また

改めて平成29年4月からについてはシティセールス政策監についても任用させていただいたので、もともとの定数1人を定数2人に改正したところである。これまで健幸まちづくり政策監の全体の取り組みによって健幸まちづくりの考え方等についてはかなり全市的にも定着してきたところであるので、この任期の終了に伴って次の令和3年度第1回定例会において、この条例については廃止させていただこうと思っている。

大きな2番であるが、関連する条例、この特別職の政策監を置いたことに伴って特別職報酬等審議会条例、また常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例についても、これに伴って政策監に関する規定の削除をする改正をしていきたいと思うので、こちらについても併せて次の定例会に上程させていただこうと思っている。

最後、大きな3番である。来年度以降、令和3年4月以降の健幸まちづくりの取り組みについてであるが、これまで政策監を中心にこの健幸まちづくりについて取り組みをさせていただいたところである。今後政策監という職の廃止に伴って、今も全庁的に健幸まちづくりの推進については進めているところである。また、第五次多摩市総合計画の中の第3期基本計画の中で基盤となる考え方としているので、今後市民自治の推進等とも併せて全庁的に推進できるような体制について今検討しているところである。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員

質疑というほどでもないのだが、確かに2名の政策監がおいでになり、健幸まちづくりということでは定着してきたなと思うのが、例えばスキーのノルディックオープン、あれを私最初は何なのだろうと思っていたが、この頃本当に街を歩いている方でそれを使いながら歩いている方もおられるし、この間横山の道を歩いたときにもそういうものを使って歩いておられる方がいて、その点は非常に定着してきた傾向を実感しているわけである。

今度、令和3年4月以降の健幸まちづくりについてであるが、市民自治の推進と併せて全庁的に推進する体制を整えていくとあるわけであるが、私はやはり健康づくりといわゆるその方の暮らしぶり、特にいわゆる低所得者層の方たちで健康問題そのものが侵されるような状況にある方たちも

おられるので、次の4月以降の取り組みについてはそうしたところの底上げをする施策を、全庁的にと言われているからお考えになっておられるのだろうと思うが、特にその辺りを私はお願いしていきたいと思っている。感想であるが、何かあったらお答え願う。

田島市民自治推進担当部長 今、委員からいただいたように、これまでスマートウェルネスシティ多摩をつくっていくということで、第2期の基本計画からこの取り組みを進めてきたところである。第3期基本計画についても、先ほど申し上げたように基盤となる考え方ということで第3期基本計画の一番上位の考え方に据えているところであるので、今後についてもこの取り組みについては引き続き進めていきたいと思っているし、また、組織体制としても全庁的にさらに進めていけるような体制づくりについて今検討しているところである。

併せて、これまでハイリスクアプローチと言われているようなところについてはなかなか手をつけることができなかった。いわゆる多摩市版地域包括ケアシステムについては、高齢者だけではなく障がい者の方、子育て世代の方、子育ての関係等、生活困窮等、様々な課題について包括的な支援体制を整えていくということで打ち出しているところであるが、なかなか実態としてそういったシステムを構築するところまでには至っていないので、今後についてはハイリスクアプローチと言われているところ、これまでポピュレーションアプローチの部分についてはかなり浸透してきたところであるが、今後についてはそういった多摩市版地域包括ケアシステム構築という部分についても取り組んでいきたいと思っている。

板橋委員 健幸まちづくり推進はまさに多摩市の一大事業として取り組まれてきて、そして政策監が二代にわたって取り組んできたわけであるが、こういった政策監が今回退任となると、やはりこれまで取り組んできた内容、そしてここで考え方や推進する方向性が定着してきたと一応漠然とは書かれているが、そのこのところの具体的な内容などについてもまとめた形で報告がなされるのかどうかお聞かせ願う。

藤浪企画政策部長 今お話のとおり二代にわたってということで、実は倉吉健幸まちづくり政策監は、本来は7月までのところを延長していただいて年度末までと

いう形になっているものである。この間健幸まちづくりの考え方が浸透してきていたが、ある意味でどのように総括していくのか今考えているところである。現時点で報告書にまとめるようなことは予定していないが、一定どこまで進んだのか、また今後どう進めていくのかというあたりは整理してお話しする必要があるかと思っている。今こちらには来ていないが、健幸まちづくり政策監ともそこはよく話をしていきたいと思っている。

あらたに委員 この条例は廃止してなくなると同時に、ここの大事なポイントとしては全庁的な推進体制をつくっていくということで今答弁があったわけであるが、条例廃止の段階でその体制がきちんと発表できるような状態になるのかどうか非常に心配なところであるが、そこはどのような感じなのか。

藤浪企画政策部長 健幸まちづくりはご案内のとおり先ほど田島市民自治推進担当部長から説明させていただいたとおり総合計画の基盤となる考え方に据えているものであるので、こういう説明がいいのか、最初に離陸して、それから安定飛行して、さらに発展するということと、今の段階は定着、またその次に進める状況かと思っている。ついては今既に健幸まちづくりのほうで推進本部を持っているが、これは庁内横断組織であり、基本的にはそれを継承していく形である。ただ、同じものを続けるのか、もう少し合わせる形になるかはあるが、それはしっかりやっつけようと思っている。

大きな取り組みの中で先ほど話をさせていただいたいわゆるポピュレーション、一般的な健康づくりもあるし、ハイリスクと言ってしまっているかわからないがいろいろ課題をお持ちの方に対するアプローチと両方が大きなものになってくるし、また、さらに今の時代の中で取り組んでいくところ、働き方のことやいろいろなことが変わってくるので、どういうアプローチにする上での体制が必要なのかを整理して、多分少しずつまた変わってくるのだと思うが、来年4月以降はこのような形で動くという話とセットかと思っているので、そのような準備もしていきたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、市政施行50周年記念事業について、市側の説明を求める。

田島市民自治推進担当部長 では、協議会資料の2番目をご覧いただければと思う。市政  
施行50周年記念事業についてのご報告である。大きく4点ほどあるが、  
まず大きな1番である。記念式典についてである。これまで市政施行50周  
年記念事業については、記念式典をやっていく方向で考えているところだ  
があるが、このコロナ禍の状況もあり、またパルテノン多摩が今工事中であ  
ることを考えて、そちらのタイトルにもあるが、式典・表彰関係のものと  
大きな記念イベントの2つに分けて開催していきたいと思っている。

まず記念式典については、これまでも毎年表彰してきたところであるが、  
今年度についてはコロナ禍の状況もあり、今回開催を延期したところで、  
来年11月に市政施行の記念日を迎えるが、その近くの日程で式典と表彰  
については拡大版ということで行っていききたいと思っている。それと切り  
分けて、今工事中であるパルテノン多摩がグランドオープンした段階で、  
これはかなり規模を大きくしていきたいと考えているが、記念イベントと  
いう形で行っていききたいと思っているので、今回「記念式典」と今まで言  
ってきたものについては、表彰式典を中心としたイベントのものと、あと  
は全体的な市民の方も多く参加いただく形の記念イベントの2つに分けて  
実施していきたいと思っている。

併せて、(2)であるが、記念事業の実施期間、これまで基本計画をつ  
くっていた。基本計画の中では、これはコロナ禍の前につくったものであ  
ったので、来年度、令和3年度、2021年度の期間中、2021年4月  
から2022年3月の期間を50周年の記念事業の実施期間と定めていた  
が、こういった今の状況を鑑みて、また記念イベントについても先ほど申  
し上げたようにパルテノン多摩のグランドオープンと併せて行っていき  
たいと思っているので、この記念事業の実施期間についても、下の表の青い  
網掛けがかかっている部分、2021年9月から2022年8月というよ  
うに若干後ろに倒して、グランドオープンが終わるまでの期間が令和3年  
度と令和4年度にまたがるようになるが、この期間を様々な記念事業を実  
施していく期間として位置づけていきたいと思っている。

2点目である。次のページにあるが、先日も一般質問の中で質問いただ  
いたところであるが、この50周年のプレ事業である。今年度は前年度に

当たる年度であるので、プレ事業として今回「みんなでつくる多摩市online文化祭」を開催させていただいた。そちらに書かせていただいたように、50を超える学校・地域団体等から様々なコンテンツを出していただき、実際には1,000人以上の方のご参加をいただいたところである。これをYouTubeで配信して、実際に速報値であるが2万2,000回を超える視聴をいただいたところである。こちらのカウントについては、そちらに書かせていただいたが、同じ端末からのカウントを1カウントとしてカウントしているため、少なくとも一番メインのチャンネルがチャンネル1であった。こちらは1万6,136カウントであるので、全体としては1万6,000台以上の端末から閲覧をいただいたことになる。参加者からもこういったコメントをいただいたので、今回初めての試みではあったが、かなり好意的なお声をいただいたところであるが、課題も一部残ったかと思っている。こういったことは初めてのこともあり、宣伝不足というようなお声もいただいたところであるので、こちらについては今後の課題としていきたいと思っている。また、お声としてもいただいたが、あのときは生配信として時間を区切って配信したところであるが、アーカイブ化についても順次やってきており、おおむねすべてのコンテンツが今YouTube上でアーカイブ公開できるようになっているので、ぜひこちらもご覧いただければと思う。

大きな3つ目である。今コロナの関係でイベント等ができていない中で、機運醸成を図ることが難しい状況にあるが、今回懸垂幕、横断幕等を作成して市内の6か所で今掲示しているところであるので、そちらに掲げた写真以外にも多摩センターの丘の上プラザと、あとヴィータの建物にも懸垂幕を掲示しているところである。併せて資料の②もご覧になっていただいているかと思うが、たま広報についても、この11月5日号から1年間限定でこういった50周年の大字デザインとして今回デザイン変更していただいたので、こちらについても取り組みをしているところである。

最後、4番であるが、この50周年記念事業の実施計画を今年度中につくっていきたいと考えている。これまで基本方針、基本計画という大まかなものしかつくってきていなかったので、今回実際にこの記念事業として

どういったことをやっていくかを実施計画として取りまとめる作業を今年度末までにしていきたいと思っている。

内容としては、先ほど申し上げた式典・表彰や記念イベント、また今作中である記念誌の作成、また、これは市政施行の10周年のときに行ったのだが、タイムカプセルを永山北公園に埋めた経緯がある。これを50周年の記念事業の一つとして発掘していきたいと思っている。また、所管課で行っているような事業の中で、この50周年の冠事業にできるようなもの、来年度・令和3年度予算の編成がなかなか厳しい中で、所管で今工夫しているが、そういったものについて市の主催事業、また今回オンライン文化祭をやっていた市民事業の実行委員会等の事業についても、この実施計画に盛り込んでいきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて3番、多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 いわゆる番号利用条例の一部改正を次の3月議会に上程させていただく予定である。その事前のご報告である。

資料の2番目の経緯等をご覧いただければと思う。番号法では、法定事務以外で各自治体が独自に個人番号を利用する独自利用事務と庁内連携については条例で定めなければいけないと規定されている。昨年12月議会で本条例を改正して独自利用事務に定めているのが幼稚園園児保護者補助金になる。

3番目の改正内容の下に表が書いてあり、改正前(現行)の幼稚園園児保護者補助金については、庁内連携する個人情報として地方税情報の規定を現行している。そうすると、改正内容の1行目に書いているが、生活保護受給者の方がこの補助金を申請する際に生活保護受給者証を提示する必要がある。生活保護受給者証の交付には一定の手続時間を要するので、この保護者負担の軽減と補助金交付手続の迅速化を目的に、本条例の中の当該事務の庁内連携する個人情報に生活保護関係情報を付け加える改正をさ

せていただきたいと思っているところである。

3月に条例を改正させていただき、併せて番号利用規則も改正し、令和3年4月から運用を開始したいと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて4番、「公共施設の見直し方針と行動プログラム(各論)」の時点修正等について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 協議会資料の4をご覧ください。「公共施設の見直し方針と行動プログラム(各論)」の時点修正等についてご報告をさせていただく。前回第3回の市議会定例会の総務常任委員会でご報告したが、今回公共施設についての基本的な考え方をまとめた総論、それと個別施設ごとに今後の方向性を示す各論について、毎年総論については更新を行っていない。また、各論については11月時点で修正している。こちらについて今年度については時点修正を令和3年2月時点で更新していきたいと考えている。

1の(2)時点修正に当たっての考え方をご覧ください。平成28年11月に更新した総論の更新は今回も行わない。各論については、令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響等、こういった状況を踏まえて時点修正を令和3年2月にしていきたいと思う。

今後の予定については、令和3年3月の総務常任委員会でご報告したいと考えている。その後3月に決定して4月に公表していきたいと考えている。

2つ目の「多摩市施設白書 資料編」の更新については、行動プログラムに位置づけられている公共施設の情報を公表するものであり、こちらも毎年度更新を行っている。こちらの更新の11月更新ができたので、今日以降に速やかに公表していきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 ただいまの説明に直接関係することではないが、例えば東寺方複合施設があるが、このあり方について本当を言うならば、今年度も継続して東寺方自治会、それから東寺方複合施設の存続を願う会という名前の団体も一

緒になって市と考えあっていこうということだったが、その話し合いが全くストップしてしまったわけである。この見直しの時期、コロナ禍のために令和3年2月に延期されることもあるわけであるが、そういった辺りの見直しはどのようにお考えになっておられるのか確認したいと思う。

内田資産活用担当課長 ご質問にある東寺方複合施設の改修については、実は今年度4月にワークショップを開きたいということで参加者を募集したところである。しかしながら、緊急事態宣言やコロナの感染症の拡大でワークショップが開けなかったという状況があった。こちらについては11月に自治会長を含めてメンバーにお集まりいただき、市の現在の状況をお伝えしている。

新型コロナウイルス感染症の拡大でこういったことがなかなか開けないというような状況をご報告させていただいて、今後は再開に向けてまず考えていきたいというところと、あとは対話を引き続き行って、その改修を皆さんと検討していきたいということで、行動プログラムに改修年度等を昨年11月時点で記載しているが、それについては2月の時点修正ということで今市の内部で検討しているというご説明を申し上げたところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて5番、たま広報に関するアンケートの結果報告及びシティセールス推進事業について、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 今回のご報告については特に資料は用意していないので、申しわけないが口頭で報告させていただく。令和3年11月の市政施行50周年を契機に、たま広報のリニューアルを検討しているところである。については、市民の方々にアンケート調査をさせていただいた。10月1日から20日までの間、無作為抽出の市民の方850名に郵送させていただき、回答としては郵送またはインターネットのどちらでも結構であるという形で送らせていただいた。

また、それとは別に公式ホームページあるいはたま広報でインターネット、10月5日号にはがきをつけさせていただいたので、はがきでの回答ということで、すべてで487名の方からご回答をいただいたところであ

る。

こちらの結果については、単純集計ではあるが昨日たま広報ホームページにも掲載させていただき、同様に議会の皆様には、常任委員会のほうではなく各課情報提供のホルダーの中の令和2年12月分というところに張りつけさせていただいているので、細かいところについてはそちらをご覧くださいいただければと思う。

概要であるが、アンケート回答の約4分の1がインターネットでの回答、半数の方が60代以上の方で、60歳以上の方が非常に高い関心を持って広報を見ていただいていることがわかった。精読度については、ざっと目を通す方も含めて8割強であるが、想像がつくとおり、やはり若い世代の方々についてはなかなかたま広報を読まない。その理由としては、面倒くさい、時間がないという回答があった。文字の大きさ、行間などの広報の見やすさ、読みやすさについての意見が非常に多かった。字が小さい、行間が狭いということである。体裁については、縦書き、横書きどちらでもいいが、混在していると読みづらいというご意見もいただいている。読みたい記事については、行政情報と回答していただいた方が多いが、年代が高ければ高いほど行政情報が必要というご要望があったように受け止めている。

印象に残る記事ということでは、今年度は当然のように新型コロナウイルス感染症に関する記事あるいは防災、医療関係というところに関心の高さがうかがえたという結果が出ている。これらの市民アンケートの結果を基に、さらにクロス集計、年代の集計なども進めながら、令和3年11月号からたま広報のリニューアルをしたいと目指している。

併せて、職員にもアンケートを取っている。職員のアンケートについては、広報の担当とのやり取りの中で何か心配事あるいは不足のようなことはあるかという事務的なことのアンケートであるので、こちらについては市民の皆様には公開してはしないが、庁内では共有していこうと思っている。

いま一つ、シティセールス推進事業であるが、コロナ禍にあって前半はほとんど事業を停止していたので、後半から広報支援活動、各課の行う事業についてのPRの支援を中心に事業を進めた。健幸まちづくりシンポジ

ウムオンラインについては、SUUMOのバナーを出し、そのバナーからオンラインシンポジウムのご案内をする事前の広報、それから終わって今は現在は結果、このようなことがあったという事後のレポートを掲載しており、それに誘導するバナーを出しているが、20代後半から30代の方々の目に留まるようなバナーの出し方なので、実は私一回も見ることがない。もちろん原稿は見ているが。クリック数も非常に好調と聞いている。

また、ウェブ等のPRであるが、28媒体に露出しているので、これが1,500万円程度の広告換算値。それから、先ほども報告があったオンライン文化祭と多摩センターイルミネーションとせいせきエール花火を組み合わせたPRということで、ウェブと地方紙33媒体で広告換算値が2,300万円少しとなっている。また、2回目の健幸まちづくりシンポジウムオンライン、サンリオピューロランドで行われたものであるが、これはウェブに53件ほど露出し、広告換算値としては1,000万円程度となっている。今後もこういった活動を少しずつ続けながらシティセールス戦略の今後の見直しも含めて考えていきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、令和3年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 6番、令和3年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等についてご説明させていただきます。

多摩市公契約審議会からの令和2年度9月30日付「多摩市公契約審議会からの答申について(その1)」に基づき、令和3年度の労務報酬下限額等を以下のとおり決定したので、そのご報告になる。

まず令和3年度の公契約条例運用に向けた基本的な考え方ということでこちらをまとめてある。まず1番目、基本方針になるが、令和3年度においては、令和2年度の方針をおおむね継続して運用していくものとし、昨年度、令和元年度の答申で今後の課題や改善が出されているので、その課題について引き続き検討を行うとしながら、今回の新型コロナウイルス

ス感染症拡大による経済・雇用等への影響も引き続き注視しながら、臨機応変に対応するということが方針がまとまっている。

また、業務委託及び指定管理業務に関する労務報酬下限額については、例年、翌年10月1日からの東京都の地域別最低賃金額を想定し、所要の調整を行った上で、以下、下限額を設定しながら令和3年度の当該下限額については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用等への影響も踏まえ、また諸般の事情を考慮し、工事における熟練労働者以外の者に係る労務報酬下限額も含めて、すべて据え置くことになった。

2番の運用に当たっての考え方である。こちらのまず1番、労務報酬下限額ということで表にまとめさせていただいているが、先ほどお話しさせていただいたように、令和2年度の労務報酬下限額と同額の金額をここに提示させていただいており、令和3年度も行うことで決定している金額表示になる。

(2)になるが、こちらは多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合、こちらは工事等の熟練労働者と言われている方と、あと熟練労働者以外の未熟練と言われている方の割合になる。この割合についても答申にまとめさせていただいており、従事する業種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上を熟練労働者と言われている方々にやっていただこうと定めている。

令和3年度の業務委託等の対象事業についてであるが、こちらは令和2年度の対象事業を基本的に継続させる形であり、あと令和3年度に新規対象事業があったならば、今後の予算要求の状況を踏まえて検討していくことになったのでご報告させていただく。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員

今回新型コロナウイルス感染症拡大による経済雇用等への影響も踏まえとある。それから、諸般の事情、これがどういうものか私はよくわからないが、熟練労働者以外の者に関わる労務報酬下限額も含めて据え置くものとなっていて、当然そこは配慮されていくものかと思うわけであるが、実際こういう現場で働いておられる方たちは下請の下請ということもあるかと思うが、コロナ禍の影響によってどのような状況があったのか、代表的

なものでもいいのでお答えいただきたい。それから、諸般の事情とはどう  
いうことなのかお答えいただければと思う。

櫻田総務契約課長 まず各所管課が事業を持っている中で、事業者とよく話し合いながら  
実態を確認しているという部分がある。その中で会社の規模や状況に応じて、やはり厳しいところもあるし、金額がどこまで確認できるかも確認し  
ながら審議会にかけ、審議会の中の委員も事業者側と労働者側の方々がそれぞれ委員でおられるので、その内容をよく審議していただいて今回こ  
のような形の表現をさせていただいているところである。諸般の事情とい  
うのは、今言った実態の確認をそれぞれしてもらっているところと、あと  
下請、孫請を含めて、公契約条例はすべての労働者に対して適用すること  
になっているので、そういったところもいろいろ加味しながらやってい  
こうというのがこの公契約条例の趣旨であるので、そこも踏まえた確認をし  
た上で、このような形で審議会から答申書をいただいている。

安斉委員 その対応の仕方は今のお話でよくわかったが、私としては、具体的な実  
態、雇用者側からも、また働いている方たちからもというその辺りについ  
て、よければであるが、代表的なことや多かった事項を少し紹介してい  
ただけると理解しやすいと思った。

櫻田総務契約課長 毎回事業者側にアンケートを取ってお声を聞いたりさせていただ  
いている。その中で、今年度については、年度初めになるといつもやっている  
アンケートであるが、ちょうど新型コロナウイルスが蔓延し始めて、事業  
者が今どうしようかというような実態の真っただ中にいたときだったので、  
アンケートは今回中止させていただいているのが正直なところである。し  
たがって、直接のお声は、私どもからすると運営母体のところから、あと  
は事業者と実際に請け負った方々の話を受けての所管課からの声を聞く  
という形で審議会にかけさせてもらったのが正直なところで、引き続き、ア  
ンケートなどは今後やっていこうと。

新型コロナウイルスの感染拡大が大部収束したと言っても事業者の方々  
にとってみたらまだまだ経営が厳しい事業者が多くおられるところではあ  
るが、時間がかかるというか、先ほど委員よりご指摘いただいたことも十  
分あるので、そういった様子を確認しながら実際の声を聞き取って今後

反映していきたいと思っている。あと直接働いている労働者の方々についても、今後どのような形で私どもに直接声がかかるか模索しながら審議会にかけていきたいと思っているし、先ほど言ったように審議会の委員の中には労働者を代表する方々もおられるので、そこの方々にもご協力いただきながら実際の生の声も確認して、今の状況下でどのような形なのか、どのようにしてもらいたいという要望があるのかも踏まえて考えていきたいと思っている。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、特別定額給付金の状況報告について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長   それでは、7番目になる特別定額給付金の状況報告についてご説明させていただきます。まずはこの新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として令和2年4月20日に閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家系への支援を行うことを目的にこの事業が開始され、多摩市では総務契約課でこの特別定額給付金の事業を開始させていただいている。新型コロナウイルス感染症の不安解消をするため適切に市の事業をご案内する、あと今回の特別定額給付金の問い合わせも多くあることから、コールセンターを設置して市民に対して不安解消の対応をさせてもらいながら、このたび10月末日をもって本事業が終了したので、その状況報告ということでまとめたものを今回提示させていただいているところである。皆様にはご協力いただき、本当にありがとう。

では、説明の資料を見ながら説明させていただければと思っている。まず1番目の支給対象者である。こちらは令和2年4月27日付の住民基本台帳に記載されている者を基準として、対象世帯、対象人数、支給予定額を書かせていただいている。こちらについては、実際に4月27日時点での人口ではなく、ほかの自治体からの転入等、その後の手続きを遡って多摩市に住民としていたということを前後きちんと確認した最終の世帯数と人口の集計がこの人数になる。

2番目、支給実績になるが、こちらに書かせていただいたように支給世

帯数が7万2,554世帯、支給率としては99.26%である。支給金額については148億4,510万円、これは99.6%になる。

3番目、未支給世帯数とその内訳を書かせていただいた。今回未支給世帯が539世帯あった。未支給率は0.74%になる。こちらについては若干相違があり、1件については今調査中の内容になっているので、今現在はこちらで報告させていただいているところである。

続いて、未支給世帯の内訳になるが、まずはこちら意向として辞退したいということで通知に基づいて辞退と表記されている世帯が19世帯、単世帯申請前に亡くなった方が67世帯、取り下げが5世帯、その他が448世帯になる。この取り下げに米印をして下に書かせていただいているが、今回まずは申請してほしいということで申請をしていただいている。

8月31日の消印有効でまず締め切った後、数日置いた9月9日時点で申請書類が不備だった方が実際には45世帯分あった。その後、私どもの担当が電話や手紙、あと自宅訪問等、様々な形で何度も不備の補いをさせてもらって促していたが、最終的に不備の補正がされなかった世帯が残念ながら5件あった。

その5件についても、最終的に不備の補正をしないのであれば10月30日をもって取り下げとみなすという事前通告もし、日々何度も足を運びながら補いをさせてもらったところではあるのだが、今回そのような形で5件は補いがなかったということで取り下げとみなし、未支給という形の決定に至っているところである。

続いて2枚目の4番、コールセンターの相談件数になる。今回私どもの特別定額給付金もコールセンターで対応させていただいているところである。まずこの場所については、4月30日から5月17日までは第二庁舎会議室で実際にやった。企画課が先に立ち上げ、その後私どもで引き継いだが、その中で職員で対応させてもらったのがこの部分になる。相談件数としては、合計で1,811件の相談があった。

続いて5月18日から9月30日まではベルブ永山に会場を移し、委託事業者と一緒にこちらに対応させていただいた。実際に月ごとの相談件数、内特別定額給付金関係、一日平均という表でまとめさせてい

ただいているが、まずは5月18日から5月31日までで1,931件。

6月はちょうど定額給付金の申請が開始されたときになり、こちらでの相談件数が6,555件、7月は2,072件、8月に653件、9月に145件、合計で1万1,356件実際にあったことになる。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 先ほどの1件であるが、これはいつ頃までにわかるのか。

櫻田総務契約課長 こちらは最終的に決算等を含めて国への報告が私ども残っているので、そちらまでには必ず実態の確認はさせていただく。まず3月ぐらいまでには何とか確認してご報告できるかと思うが、そのような形で進めていく。

しのづか委員 何でこのようなことが起こってしまっているのか。支給の実績があるはずである。

渡邊総務部長 1件の方に関して、もう一度戻してもらわなければいけないかもしれないようなことがあり、今その方と連絡を取っている状況である。その中で、タイミングの問題で1件ずれている部分があるので、今それを確認しているような状況である。

板橋委員 未支給世帯数のところで、その他が448件、これは未申請の世帯となっているが、もう少し詳しくお願い願う。

渡邊総務部長 最終的には448件の方々だったが、こちらにも申請が出てこない段階で申請が出ていないというようなお知らせはしている中で、最終的に出てこなかったのが448件という形になった。

板橋委員 先ほど不備補正がなされなかった世帯などに訪問されたりして丁寧な対応を取られているなど思ったが、この448世帯はまさに辞退ではないと思う。事実上の辞退になってはいるが、郵送だけではなく実際訪問しても申請する意思がないという世帯なのか。

櫻田総務契約課長 今回のこの448世帯については、今、総務部長から話があったとおりに事前に勧奨通知ということで全世帯に通知させていただいてはいるが、こちらの448件について一軒一軒の訪問はしていない。ただ、実態としてもう少し詳細に言うと、職権消除の対象、実際に本当に住所はあるがそこに誰もおられないようなところも含めて、あとは申請書が戻ってきているという戻りも含めた人数になり、実際に細かく実態があるかどうかを何

件かは、もしかしたら1回目は届いているが2回目は戻ってくるような方については訪問しているが、そういったことのないところについては個別に448件全部は回っていないことになる。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

      続いて8番、新型コロナウイルス感染症への取組状況について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長   それでは、新型コロナウイルス感染症に対する市民経済部の取組状況についてご報告申し上げさせていただきたいと思う。資料をお開きいただきたいと思う。9月の常任委員会でもご報告させていただいているので、そこから状況変化があった項目のみのご説明ということでご容赦いただければと思う。

      大きなIの経済対策の中の1番目、中小企業向けの新型コロナウイルス感染症に関連した支援策の周知ということでダイレクトメールの送付をさせていただいているところであるが、11月17日に4回目のダイレクトメールを2,160件送付させていただいたところである。

      2番目の貸付や融資等を受ける際に必要となる証明書類の交付手数料の減免である。こちらについては11月末現在で2,653件の取り扱いをしているところである。

      3番目の多摩市飲食店応援事業の拡充、これは飲食チケットの関係であるが、11月末現在で64店舗の参加で、そのうち17店舗から補助金の申請があり、72万2,850円の補助金を支出させていただいたところである。

      次のページをご覧いただきたいと思う。4番目の多摩市がんばろう事業者支援金である。こちらについては9月末で一旦締め切らせていただいたときの状況となるが、173件の3,930万円の交付である。詳細については今回の一般質問の中での資料要求に対する資料でお出しさせていただいているので、そちらをご覧いただければと思う。

      続いて6番目の感染予防対策の促進事業のところである。こちらの実績

のところであるが、11月末現在でポスター・ステッカーの登録をいただいた店舗が635店舗で、内補助金の申請をいただいたのが34店舗で315万2,000円である。

7番目の事業者グループ連携支援補助金については、9月の補正予算でお認めいただいたものである。11月末現在で1件の申請となっているが、ここで交付決定をさせていただいたので、こちらの事業がスタートしているところである。ちなみに具体的な内容としては、デリバリーの仕組みを構築するという内容となっている。

次のページをご覧いただきたいと思う。8番目の中小事業者のための経営相談会ということで、11月25日に3枠であるが実施させていただいたところである。中小企業診断士による個別の経営相談会を市役所で実施して、3件ともに枠が埋まってご相談があったところである。

9番目のキャッシュレスでGO!GO!多摩、これはキャッシュレス決済のポイント還元事業である。こちらの内容については後ほど別建てでご報告をさせていただければというところである。

その他の取り組みとして、1番目、セーフティネット保証に係る認定書の交付についてである。こちらもおとこの補正予算の審議の中でも少しお話をさせていただいたが、11月30日の午前中現在という数字になるが、認定件数は497件となっている。

続いて次のページ、4ページ目をご覧いただきたいと思う。大きな2番の税制措置のところであるが、2番目の市税の徴収猶予の特例制度である。こちらについて10月末現在の実績で恐縮であるが、徴収猶予の特例制度の申請件数は述べ239件となっている。また、新型コロナウイルスの影響による納税相談については419件という状況になっている。

3番目の中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置である。こちら新型コロナウイルス感染症対策としての税制改正で、今年4月にもう既に税制改正ということでスタートしているが、償却資産の申告書の発送の中にこのご案内を同封させていただいて、3,400件、12月10日であるから本日であるが、発送させていただくというところである。

こちらのほうは、実施内容のところにあるが、今年の2月から10月までの任意の3か月の間で売上高が30%以上50%未満に減少した事業者については2分の1の減額、50%以上の事業者については全額減額となる。決定に当たっては、税理士や公認会計士、弁護士等の認定を受けた場合に適用ということになっている。この減少分については後ほど国費で補填ということになっている。

続いて5ページ目をご覧いただきたいと思う。大きな3番、その他の取り組みというところである。非接触型の行政サービスの展開というところでは、1番目の市税等におけるスマホ決済アプリの拡大について、実績をこちらに掲載させていただいたのでご確認いただければと思う。

そのほか、2番目の証明書等のコンビニ等での交付対象の拡大というところについては9月補正予算でお認めいただいたところ、今来年の4月1日からできればスタートに向けて準備を進めておるところである。

また、3番目の手数料のキャッシュレス決済、非接触型の決済の開始については、市民課及び多摩センターの出張所等で実施するというところで9月の補正予算で認めていただいたところであるが、こちらについては今年度中にスタートしたいということで今準備を順次進めているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、多摩市農業委員会委員候補者の選考状況について、市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 多摩市農業委員会委員候補者の選考状況についてである。9月の常任委員会のときにもお話をさせていただいた件である。1名の委員より一身上の都合により辞任願が提出され、8月31日付で農業委員を辞任し、今農業委員に欠員が生じている。そちらの欠員補充のための候補者選考を行っている。募集は1名である。

応募状況についてであるが、こちらは団体推薦が1名、応募申し込みが3名の合計4名の方であった。

任期については、任命された日から令和5年7月19日までである。

候補者選考の状況であるが、こちらは募集を9月23日水曜日から10月23日金曜日まで行った。その後農業委員候補者評価委員会を10月30日と11月19日の2回行い、11月30日に候補者の選出をしたところである。

今後のスケジュールであるが、委員の任命に係る欠格事項を今確認中である。その後3月に議会へ上程させていただき、4月から農業委員の任命をさせていただきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10番、中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正について、市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 それでは、10番、中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正についてご説明をさせていただく。今年度も新型コロナウイルスの関係で貸付けあっせん制度を拡充したが、今年度は既にある既存のメニューを拡充させていただいたものである。だが、今回社会情勢の変化に対応した事業者支援が即時できるように中小企業事業資金貸付けあっせん制度の緊急融資資金を新たに創設するものである。

2番目であるが、こちらの概要である。融資限度額を1,000万円以内、資金の用途については運転、貸付期間については7年以内、据置期間は12か月以内とさせていただいている。利子補給については、貸付利率を特定金融機関と協議の上、利子補給率は市長が別に定めるとさせていただいている。本人負担額については、こちらの利子補給額に対して今現時点では利子のほうが1.975%であるが、こちらを差し引いた額が本人負担となる。最大で全額利子補給ということになるかと思う。保証料補助については全額を考えている。

一番下の部分であるが、こちらが既存のメニューとの比較である。左側が新規メニューの一覧になっており、既存のメニュー、こちらが通常メニューで、今あるメニューである。

2ページ目であるが、条例改正については、こちらの緊急融資資金のメ

ニューを新設させていただきたいということと、こちらの緊急融資資金の貸付期間、据置期間の設定をさせていただきたいと思っている。

今後の予定であるが、こちらの常任委員会で報告をさせていただいた後、3月に条例改正に向けて上程をさせていただき、4月から条例改正の施行をさせていただきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、(仮称)キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会進捗状況について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 (仮称)キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会進捗状況についてご説明する。こちらは9月の協議会で第1回、第2回の実施状況についてご説明させていただき、その後の状況になる。第3回について10月15日にココリア多摩センターで行った。内容的にはCMAの目指す姿や公園内の各施設、メンバーが所属する団体等でできる取り組みのイメージを共有、駅から多摩中央公園までの人の流れや日常性への課題を共有する、それによって多摩中央公園で可能な取り組みやCMAの役割について議論した。

第4回については、11月13日に行った。第3回の議論をもとに、CMAのコンセプト、たたき台になるが、それをもとにCMAの目指す姿に必要な要素を議論し、その中では情報発信、組織体制、企画・イベント、空間などの項目ごとにCMA設立に向けて包括的な議論を行った。また、機運醸成をすることによってCMAの体制等を深耕していくため、CMA設立準備会でのプレ事業の実施について行うことを確認した。また、この第5回に向けてソロワークとして第4回で行ったコンセプトや名称等について各自検討し、次回に臨むこととした。

第5回については、令和3年1月に予定しており、多摩中央公園改修基本計画を共有してパークPFIの中央公園の利用に関する理解をさらに深めてCMA設立準備会での活動やコンセプト、先ほどのCMAの名称・体制などについて議論を進めていく予定である。その後令和3年4月から1

2月に第6回から第8回を開催して、令和3年12月にCMA設立総会を行う。

要点録については、本日の配付となっているので、後ほどご覧いただければと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、多摩センターペDESTリアンデッキにおけるデジタルサイネージの設置について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 多摩センターペDESTリアンデッキにおけるデジタルサイネージの設置についてご説明する。こちらについては、9月の補正予算でお認めいただいたものになる。

概要としては、ココリア多摩センター前の柱、資料にあるイメージ図のような場所になるが、こちらについて多摩市と新都市センター開発株式会社で協定を行い、設置しているものである。

コンテンツについては、多摩市と新都市センター開発株式会社と多摩センター地区連絡協議会が実施するイベントを配信することとなっている。こちらの配信については、12月15日、来週の火曜日から配信する。今ちょうど工事をしている最中になる。

2枚目をごらんいただければと思う。配信する内容については、初回コンテンツということでこちらのマンホールカード、これから始まるキャッシュレス決済といったものをご案内していく。また多摩センターのイルミネーションの関係でサンリオキャラクターが紹介する部分の動画について、本編は11分ほどになるが、短編の1分半ほどのものについてもこちらで流させていただくことになっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和の延長について、市側の説

明を求める。

三浦観光担当課長 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和の延長についてご説明する。

こちらについては、9月の総務常任委員会協議会でご報告したものの延長になる。道路占用の許可の緩和及び延長ということで、本年11月30日までの期間限定ということで実施してきたものであるが、新型コロナウイルス蔓延の影響も踏まえ、国で来年3月31日まで延長した。それに伴って市も合わせて延長するものになる。手続等は変わっていない。現在この制度を使って1件の商店街が今利用中である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 実際この場所は1点だけ今利用されているということだった。この場所はどういうところを想定されているのか。それから、近隣に店を出しているところが密になるからそこを利用するというスタイルなのか、それとも募集によってどこの店でも利用できるようになるのか、その辺りをお伺いする。

三浦観光担当課長 こちらは今1件で、実際の場所については落合団地の商店街になり、そちらの沿道に接している店舗で、いわゆる商店街単位で出させていたでいる。店が接している前の道路に通行に支障がない範囲で出店ということで、具体的には椅子やテーブルを出していただいて、そこで店で買った物について椅子やテーブルを使って飲食していただく、密を避けて行うような形になっている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、「キャッシュレスでGO!GO!多摩」の実施について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 「キャッシュレスでGO!GO!多摩」の実施についてご説明する。

こちらについても9月の補正予算でお認めいただいたものになる。市内の消費喚起と感染症に配慮したキャッシュレス決済を推進するということで、QRコード・バーコード決済ということで、今回プロポーザルにおいてa

u P A Yで実施することになった。

内容については、実施期間が令和2年12月16日から令和3年1月31日まで。キャンペーン対象者として、市内店舗で商品・サービスを a u P A Yにて決済した方。付与率については30%で1回当たり3,000円、期間については1万5,000円までとなっている。対象店舗については、12月1日現在で約590店舗。一部行政サービスといった部分については対象外となっている。そのほかについても今現在登録中の店舗が複数ある。こちらの対象店舗については、a u P A Yのホームページ等に掲載し、また市の公式ホームページからリンクしてご紹介させていただく。現在その準備をしている最中である。

また、この590店舗以外の増加分についても随時更新してご案内していく。その後利用者向けの説明会等も今開催しており、常設会場として a u ショップ市内3店舗で利用者の登録の仕方、これはどの携帯会社かは関係なくご案内させていただく。

また、期間限定で、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、グリナード永山、ココリア多摩センターでもこれから実施していく予定である。また、1月についても現在開催について調整中である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 登録店舗はそのアプリを見ればわかるという話であるが、実際に何かそれを告知するようなポスターというか、貼るようなものはないのか。

三浦観光担当課長 市全体では大きなキャンペーンのポスター等を貼らせていただくが、各店舗においてはいわゆるフラッグということで、a u P A Yで多摩市がキャンペーンをやっているというのを掲出するように、掲出商品等を送らせていただいている。そちらを見ると、多摩市も事業に参加しているのがわかるし、一方では、PRしたくないというお店もおられるようで、そこでは貼られない可能性があるが、a u P A Yが利用できれば30%の還元となっている。

あらたに委員 確認であるが、30%ポイントがつくというものを貼り出すのか、ただ a u P A Yが利用できるということを貼り出すのか、そこが大事なところである。

三浦観光担当課長 掲載する内容については、実施期間と「キャッシュレスでGO!GO!  
多摩」という名称と付与率と付与条件の1回当たり3,000円、期間で  
1万5,000円という内容で表示させていただく。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

追加の報告案件がある。「特定生産緑地の指定について」市側の説明を求  
める。

渡邊経済観光課長 急遽追加をさせていただいた。資料は追加案件1で、括弧書きで書い  
てある「特定生産緑地の指定について」である。こちらについては6月の  
常任委員会でも報告をさせていただいているが、改めてここで指定の公示  
をしたので報告させていただく。こちらは課税課、経済観光課、都市計画  
課の3課合同で行っており、生活環境常任委員会でも報告をさせていただ  
くものである。

生産緑地については、都市計画決定したことを告示した日から起算して  
30年経過する日以降に所有者がいつでも市町村長に対して買い取りの申  
し出ができるようになっている。こちらは平成30年4月の生産緑地法改  
正施行後、所有者が買い取りを申し出できる期間を申し出基準日から10  
年延長することができるようになった。こちらが特定生産緑地の制度であ  
る。

市内の生産緑地であるが、平成4年度から指定を開始したことから30  
年後に当たる令和4年度から申し出基準日を迎えることになる。今年度、  
令和2年度は平成4年度指定の生産緑地のみを対象としてこちらの申請受  
け付けをさせていただいた。次回以降は平成5年度以降に指定した生産緑  
地も対象としていく予定である。参考としてこちらの指定予定の表がある。

2ページ目をご覧ください。これまでの経過についてである。令和元年は8  
月1日他で計3回こちらの指定手続の説明会をさせていただいた。12月  
25日に特定生産緑地の指定申請受付開始のお知らせを送付させていただ  
き、令和2年のところであるが、1月10日から4月10日に指定申請の  
受け付けをさせていただいた。その後、多摩市農業委員会に肥培管理の依

頼をさせていただき、11月16日、多摩市都市計画審議会の意見聴取を経て、12月1日に特定生産緑地の指定の公示をさせていただいたものである。

こちらは現在の指定申請の受け付けの結果である。申請者に対する割合であるが、平成4年度指定の生産緑地の所有者数に対する割合が75%の申請である。全体に対する割合が60%である。その下は面積の割合である。平成4年度指定の生産緑地の申請割合であるが77%、生産緑地全体での割合が63%となっている。

今回申請のあった生産緑地は、指定要件を確認した結果、すべて特定生産緑地ということで指定させていただいたところである。

今後については、年明け1月から指定申請受付の開始をさせていただきたいと思っている。こちらについては平成4年度及び平成5年度指定の生産緑地を対象にしていく。

次ページ以降が、公示させていただいた内容になっている。指定図も添付しているのでご確認くださいと思う。

鈴木市民経済部長 あと1件ご報告する。案件には上げていないが、各課からの情報提供の中には出させていただいているが、明日お弁当マーケットを市役所東側の芝生広場で開催させていただく。こちらについては、東京都から飲食店の営業時間の短縮要請が出たことを受けて、市内の飲食店等を応援してこうという取り組みでプレ的な形にはなるが、地域活性化サポーターの方々と私どもと障害福祉課が一緒になってお弁当マーケットを開催するので、健康福祉常任委員会の開催日となってしまうが、時間の都合がつけば皆様もぜひお立ち寄りいただければと思うのでよろしく願います。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時08分 休憩

---

午後 1時11分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、15番、日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

榎本施設政策担当部長 それでは、資料は資料1から資料4まで4点あるので、順番に資料1からご説明したいと思う。

日本医科大学多摩永山病院の建替えについてご報告したいと思う。資料1については、これまでの経緯をおさらいするということで作成させていただいた。簡単にポイントを申し上げる。上からこれまでの経緯等ということで、ご案内のとおり多摩永山病院の病院自体の老朽化・狭隘化が進んでいるので何とかしていきたいというところで、平成20年に旧東永山小学校跡地を病院として使用したいという申し入れの要望書が日本医科大学から市に提出があった。その後、旧東永山小学校跡地ではなく、より永山駅に近いところで確保したいという要望書の提出が平成30年5月にあった。

それを受けて、永山駅周辺で唯一総合病院の建設が可能な場所としては旧多摩ニュータウン事業本部用地、UR都市機構が保有する土地であるので、市としては、その土地と旧東永山小学校の土地交換の可能性について協議を始めさせていただいた。

協議が調い、昨年3月に議会に土地交換の契約について上程させていただくとともに、土地交換の先についても債務負担行為ということで上程させていただいてお認めいただいたところである。来年度中にその土地交換、所有権移転をされるということになったので、その場所で双方で新しい病院を建設していこうというような確認書を昨年7月に締結させていただいたところである。

そうした中で、一番下の現在の状況等ということで令和2年11月30日付で建替えの早期実現に向けた協力要請や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい経営環境などを踏まえた建替え事業に対して支援を求める要望書が11月30日付で日本医科大学から多摩市に提出されたということが今日までの状況である。

そうした中で、その要望書については本日もご報告させていただきたいと

ということで資料2をご覧いただきたいと思う。資料2は、日本医科大学多摩永山病院の建替えに伴う支援について（依頼）ということで、学校法人の坂本理事長から阿部市長宛てに出された文書である。その文書に書かれてあるとおり、多摩永山病院は昭和52年に開院してから高度急性期・急性期医療を担う基幹病院として、また、地域医療の中核的存在として、安心・安全な医療の提供に貢献したところである。

しかしながら、近年施設の老朽化や狭隘化が著しく、最新の医療技術への対応や複雑で多様化する地域住民の医療ニーズに応えることが難しくなってきたと、これを抜本的に改善するために先ほどのところで新病院の建設を進めていきたいということである。しかしながら、その場所は傾斜地も多く、平たんな敷地へ整備、造成するには多額の費用がかかる。さらに、医療を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大という想定外の事態が起これ、病院経営も著しく厳しい状況になっている。

そうした中で、多摩永山病院については、これまで40年の長きにわたり地域医療に貢献してきたし、新しい病院になっても次の50年も多摩市とともにこの地で医療の面からまちづくりの一翼を担いたい、地域医療の安心を支えていきたいというような思いでいる。ついては次のようなことについて特段のご配慮をいただきたいということで、2ページに1番から7番まで要望があったところである。

1番目が、2026年度に新病院の開院を目指していきたいということで、それに向けたいろいろな調査や工事等について協力をお願いしたい。2番目については、傾斜地が多い場所でもあり、そこに係る造成や平らな場所に病院を建てたいので、その平らな土地への整備等の負担をお願いしたい。3番目が、その場所については市から無償貸与していただきたい。4番目が、建設費に対しての財政的支援をしていただきたい。5番目が、その場所の約50%が斜面地であることを考えると、日本医科大学としては駐車場の整備がなかなか難しいので、その敷地以外の外に隔地駐車場という形での確保について支援・協力をお願いできないか。6番目が、永山駅から新しい病院の患者動線整理について、また病院敷地内への公共交

通機関の引き込みについての支援・協力をお願いできないか。最後の7番目としては、新病院建設を一つの契機として、現在の多摩永山病院跡地の利活用を含めた諏訪・永山まちづくり計画の着実な進展に自分たちも貢献していきたい。そのような7つの要望があったところである。

要望書に合わせて本日資料3・4が附属資料として提出された。資料3をご覧くださいと思う。資料3については、先ほどの2026年度に新病院の開設を努力目標にしていきたいというところであるので、上のところに書いてあるとおり、それに向けた大まかな目標スケジュールイメージで、その可能性を検討するための仮のイメージとしてこのように思っているということが示されたところである。2026年度、令和8年度末に開院するためには、そこからさかのぼると、例えば病院新築工事については三、四年かかる、そのためには事前に基本設計、実施設計ということで、現在は左から2番目の下のところ、基本計画・基本設計に取り組んでいるところである。

説明が前後したが、これは3つのパラグラフに分かれており、一番した为新病院建設のスケジュール、真ん中为新病院を建設するに当たって敷地のいろいろな環境整備を進めていかなければいけない内容を書いている。病院をあの場所に建設するためには、その土地について、先ほどの土地交換後の今ある多摩ニュータウン事業本部を解体するというので今年度設計を進めているがその解体工事、あと道路敷にまたがる形で土砂災害特別警戒区域の指定があるのでその解除、病院を建設するためにはそこを造成し平らな土地にしなければいけないのでその造成工事の関係の調査や整備、病院建設に当たってのそのような環境整備が真ん中の敷地整備というところである。一番上は、先ほどの土地交換が令和3年度中に行われるというところが書かれているような状況である。

次に、資料4は、新しく建設される病院の概要について、現時点でどのようなことになっているのかが示されたものである。資料4をご覧くださいと、文言と、イメージということで写真をつけていただいているところである。病床数は、現在の病院の病床数を維持するというので405床となる。新病院の設計は今詰めている段階のため、延べ床面積や構成等は

未定である。

あと敷地の概要については、現在の病院の敷地よりも、新しく造るところのほうの敷地面積が若干狭くなる。また敷地の約半分が斜面地であること、建てるに当たって土砂災害特別警戒区域をはじめとしたいろいろな規制があるというところもある。

最後に、新病院の機能等については、診療科数は現病院の診療科数を維持して23診療科目を予定している。主な施設としては、高度急性期医療の要である救命救急センターを拡充し、さらに検診センターも拡充を検討しているところである。集中治療室のほか、周産期医療を強化するため新生児集中治療室NICUの後方ベッドである回復治療室であるGCUを新設したい。また、手術室、外来化学療法室等の部屋数は大幅にふやす予定だと聞いている。また、施設ではないが、今後の超高齢化社会の問題を見据えて、現在の診療にプラスして脳卒中をはじめとした脳血管疾患へのリハビリテーションやがん診療の全般に力を入れていきたいと伺っているところである。新しい病院の概要は以上である。

最後に、11月30日に日本医科大学の理事長が市役所に来られて市長と会談した。その際に、この11月30日付の要望書が提出されたところである。それに対する検討もこれからも状況であるし、また新病院建設に向けては協議をしているところでもある。状況も変化していくところがあるので、本日すべてこうであると申し上げることが大変難しいところも実情としてはある。そのような中で、要望書が提出されたこの機に市議会の皆さんと情報の共有化を図りたいということで本日報告させていただくので、ご理解を賜るようよろしくお願いします。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員

大変お世話になっている病院でもあるし、ぜひとも多摩の地で、そして永山の地で事業を展開していただきたいというのが私の願いである。

ただ、日本医科大学多摩永山病院の建替えについての経過が資料として載っているが、その中で当初は平成20年、旧東永山小学校跡地を病院として使用することの要望書が出され、その後市とも確認書の締結をしている。その3年後であるが、平成23年1月に、できれば旧東永山小学校跡

地ではなく永山駅周辺で用地を確保したいという要望が出されている。

その経過のその後をずっとたどっていくと、最初に要望が出された平成20年からすれば10年経過している平成30年5月に、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と土地交換の可能性について市が協議していると書いてあるが、日本医科大学が、いわゆる局舎跡地とよく言うが旧多摩ニュータウン事業本部跡地でもよいというOKを出したのはいつなのかが経過を見てもわからないが、まずそのことをお伺いしたいと思う。

榎本施設政策担当部長 旧東永山小学校跡地から旧多摩ニュータウン事業本部跡地でいいというのがいつだったのかというご質問だと思うが、具体的に細かくこのときにこういうのがあったというのは、今手持ち資料がないのでお答えできない。ただ、なぜ旧東永山小学校跡地から現在の場所の旧多摩ニュータウン事業本部跡地になったのかについては、これからの超高齢化社会を見たときにより駅に近いところのほうが望ましいのでぜひともお願いしたい、日本医科大学の皆様方も永山のほうに来られて現場も見ながらそのようにお願いしたいのだというふうに聞いているところである。

安齊委員

駅に近いほうがよいというのは私もよくわかるわけである。これが実際に動いてきたのが平成30年、2018年12月で、多摩市とUR都市機構とで土地交換に向けた確認書を締結し、UR都市機構の通称局舎跡地を市が買い、旧東永山小学校跡地をUR都市機構が買うことになって、その差金1億8,027万2,000円を市が補正予算で計上したわけである。

したがって、この経過を見ていくと、局舎跡地が非常に狭いのではないかと私にはたしか総務常任委員会の質疑のやり取りの中で面積はどのくらいだろうかと言ったら、現在の病院より少しは狭くなるが事業を展開していくには支障がないようなお話を聞いたような気がする。だが、あそこの北側後ろに急傾斜地があることははっきりしたことである。

したがって、土砂災害特別警戒区域に指定される前からそういった辺りはよく理解できるというか目でみてもわかる状況だと思うが、今回造成による平坦な土地への整備等の負担で測量や地盤調査、土砂災害特別警戒区域解除工事を除いた以外に20億円金がかかるのだというお話があるわけであるが、これは日本医科大学からの金の提示で、その積算根拠等はま

だわからないと思うが、これはどういうことでおおよそ20億円という金がついてきたのか、その辺りがわかれば教えていただきたいと思う。

榎本施設政策担当部長 前段のあそこの斜面地になっているところであるが、駅に近いということで、今まで協議させていただいた中では、日本医科大学の思いとしてはやはり永山駅へのアクセスに重きを置いているのだなど、協議をしている中で感じている。そうした中では、旧東永山小学校跡地は少し駅から遠いということで、今後また40年50年新しい病院を運営していくことを考えると駅に近いところという思いが強いのではないかと、協議をさせていただいた中では感じているところである。どこか駅に近い場所である総合病院と同じぐらいの規模の土地はなかなかない中で、いろいろ永山の現場を見たりして、やはりここがいいというような判断をされた状況かなというところである。

ただ、今言われたとおり、すり鉢状の傾斜地になっているというのが確かにあそこの土地の特徴としてはあるということで、質問の2番目、20億というのはどうしてかということであるが、建設に当たってはなるべく平らなところに新しい病院をスマートに建てたいというところがあるので、あそこの場所を一定の広さの平らな土地にする必要があるだろう。そのためにはやはりそこを造成というか必要な部分だけ土を削って必要な擁壁をすることが必要だろう、そこについて今の概算としてはこのぐらいかかるだろう、ぜひともそこについて市で支援をしていただけないかということが要望書の中に書かれたということで、具体的に細かなところまでは認識していないが、考え方としてはそういうことで支援を求められてきていると理解しているところである。

安斉委員 そうすると、括弧書きで（測量・地盤調査・土砂災害特別警戒区域解除工事を除く）とあるわけであるが、こうした金は市に対して求められているのか、求められていないのか。

榎本施設政策担当部長 要望書の2番目のところ、（測量・地盤調査・土砂災害特別警戒区域解除工事を除く20億円相当）であるので、日本医科大学側とすれば、ここの土地について例えば測量でどのぐらいの大きさを正確に知りたい、ここの地盤がどうなっているのかも正確に知りたい、その後に土砂災害特

別警戒区域の指定がされてしまったので、そういうところを除いた部分について必要な造成として、先ほど申し上げた平らなところに一定の大きさの今の病院規模ぐらいのものを建てたいとなると、やはり土を削って擁壁をすることに金がかかるので、その部分について市として支援していただきたい。この除くという部分は、逆に言うとその土地への市としての協力として、前段としてやっていただきたいという思いで書かれたのではないかと思っている。

安斉委員           そうしたら、その測量・地盤調査・土砂災害特別警戒区域解除工事も当然市が負担すべきということか。

榎本施設政策担当部長   市のほうにしていいただきたいという要請があると理解している。

折戸委員           まず日本医科大学の病院は、ほかにたしか3つあるかと思う。それで、他の病院を建設するに当たって、その土地は自分のところに建てたのか、あるいは提供されて建てたのか、建てたとしたら、それは土地を無償として建てたのか、そういうことがわかれば教えていただけるか。

榎本施設政策担当部長   今手元に資料がなく、今正確にこれだというのはお答えできないので申しわけないが、私の記憶によると、千駄木の本院、千葉の北総病院、川崎の武蔵小杉の病院の3つがあると思う。正確なことはわからないが、武蔵小杉は自分の土地だったと思う。本院もすべて自分の土地だったのではないか。たしかそのように記憶している。

伊藤保健医療政策担当部長   病院の建設地のことである。今、榎本部長からお答えさせていただいたとおり、学校法人日本医科大学については4つの病院をお持ちになっておられ、今出た千駄木の本院、川崎市武蔵小杉の武蔵小杉病院、千葉の北総ニュータウンにある北総病院、それから多摩永山病院である。千駄木の本院は日本医科大学がお持ちの土地で建て替えをしたということである。

それから、武蔵小杉も今建て替えの準備に入っているのだが、その土地は自分たちのお持ちだった学校のグラウンドを川崎市といろいろ交換とか借りるようなスキームで自分がお持ちのところに建てているところである。北総病院はそういう意味では唯一建て替えではなく誘致であるが、北総病院の場合、誘致に当たって土地の提供を受けたという経緯はなく、

自分たちで購入されたとお聞きしているところである。

折戸委員

20億円という金が提示されているが、要望書ではなく依頼書となっているが、要望書と依頼書に意味の違いはあるのか。非常に単純なことであるが、それに意味があるのかどうか。それから、20億円出せるか出せないかはこちらの財政的な問題があるかと思う。これからどうするかということなのだろうが、例えば20億円のほかにまだたくさんかかってくるわけであり、財政的な金の見通しは今やっているのかもしれないが、今の段階での腹づもりがあるのかと非常に思う。あまりにも費用がかかり過ぎるのではないかと非常に懸念される場所であるが、それがわかれば教えてほしい。

榎本施設政策担当部長 2点ご質問があったと思う。依頼と要望書というところである。

資料をご覧くださいと、タイトルについては「支援について(依頼)」という形になっている。私の発言の中で「要望書」という言い方をしたが、このような依頼について、こういうことについての協力や支援について書かれている依頼の文書があったというところが、この文書から見ると正確なところだと思う。それを先ほど要望があったというような言い方しているので、実際の意味は同じだと考えていただいていいのではないかと思います。

2点目の20億円云々のところについては、まさしく今新型コロナウイルスの大きな影響、あと多摩永山病院の建替え事業自体もやはり法人としては非常に難しいという大変な事業というところがあるので、財政支援も含めた形で本市に様々な支援要請があったと理解しているところである。

老朽化している現病院を早期に建て替えて多摩市での医療を継続する強い思いをこの文書でも感じているし、これまでの協議の中でも感じている一方、やはりこれまでの協議の中では建て替えの断念や閉院の選択肢というような言及もあった。現在地での建て替えが困難ということであるので、これまで多摩市も協力するという事で建て替え地の確保、日本医科大学側の先ほどの経緯の中でも、旧東永山小学校跡地、今回土地交換をする旧多摩ニュータウン事業本部用地についても、市議会の皆様のご協力をいただいで一緒になって日本医科大学の建て替えについて協力してきたという経緯もある。

そうした中で、日本医科大学からは、建替え事業の大きさや、ご案内のとおり今年に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい経営環境から、さらに一歩踏み込んだ支援を求める内容をいただいたと理解しているところである。それに対して市としては、多摩永山病院がこれまで地域医療に果たしてきた大きな役割、撤退された場合の影響の大きさ等も考えると、何らかの支援の方向を考えていきたいところである。そのための具体的な方策についても今後検討していきたいと考えているところである。

ただ、その一方、民間病院の建替え事業であるので、当然自治体にどのような支援ができるのか、庁内関係部署とも検討を進めていきたいと思っている。一つ一つの日本医科大学からの要望内容を精査し、市が担うべきものは進め、対外的な折衝にも積極的に日本医科大学に協力していきたいという考え方でいるところである。

あらたに委員　今回日本医科大学から具体的なそういう依頼があり、ここの中にも書かれているが、諏訪永山まちづくり計画という形で当初たしか都市マスタープランを更新して最初のモデルでやったときは、東永山を想定してつくった。それが今回こういう形で場所の移転も含めていろいろ変わってくる。

今回ご要望の中にもあるが、駐車場の確保、またバリアフリーの動線の確保ということが今回具体的な形で出てきているが、当然この諏訪永山まちづくり計画の中でそういったものも当然視野に入れていかなければいけない。ただ、残念なことに永山駅の周りに多摩市の土地はほとんどない。駐車場を新たに確保するのに永山北公園をつぶして駐車場にするのかというような話になってきてしまうし、例えばバリアフリーの動線をつくろうと思っても、市の持っているところではほとんどできず、今回バス停の話も出ているが、バス会社や鉄道会社といった方々に協力していただかないとなかなか思った形のものが実現できないのではないかと考えている。

今回、具体的に日本医科大学から要望があり、関係者の方たち、諏訪永山まちづくり計画に関わってきていた方たちをもう一度集めて具体的にプランを練っていくようなステージがあるのかが結構大事な視点かと思うが、いかがか。

佐藤都市整備部長　永山駅周辺の再構築というところで、今回資料2のとおり要望も出て

いる。まさにご質問者の言われるとおり、バリアフリー動線確保、駐車場といった様々なご要望が出ている。多摩市においても、諏訪永山まちづくり計画、またその次の永山駅周辺の再構築ビジョンということで、周辺の地権者の皆様と勉強会をこれまで何度か重ねてきている。あいにく今年度については新型コロナウイルスの関係もあって進み方がゆっくりなところもあるが、これまでの皆さんのお話の中で、永山駅周辺の一つの課題としてバリアフリーという非常に大きいところがある。先ほどのお話にもあった様々な段差、バス事業者、鉄道事業者等もすべて含めて、そういうものが何とか解消できないのか、そこについては共通認識を地権者の皆様とも共有させていただいている。

一方で、多摩市が所有している土地となると公道くらい、あとはさえずりの森等もあるが、なかなかすぐに何かできる土地ではないというところはそのとおりである。そういう中で、皆さんバリアフリーに対しては非常に思いが強いので何とかしていきたい。ただ、地権者ごとにそれぞれの思い、スケジュール感があり、なかなかこれが一つに、さあ、ここからというところまでには至っていない状況である。では、諏訪永山まちづくりや市民の皆さんのご意見を伺った再構築ビジョンがどうになってしまうのかについては、今後も引き続き定期的に地権者の皆さんを集めた勉強会を少しずつ進めさせていただければと考えている。

今回、日本医科大学のご要望もある程度具体的なものが出てきた中で、そういったものも共有させていただきながら、今、併せてニュータウン再生推進会議でも尾根幹線の問題等様々議論していただいているところがあるので、そういった内容も含めて皆さんと共有する場を持って、皆さんにそれぞれおもち帰りいただいた中で、どのようなことができるのかについては継続して協議させていただく形になると考えている。

あらたに委員 実はその会議がなかなか進んでいないのも気にはなっていたのだが、今回ある意味日本医科大学からこういう具体的な提案が出てきたということで、集まって会議をしなくてもリモートでもいいし、いち早く情報共有していただいて、鉄道会社のできることを、バス会社にも検討していただかないといけないし、新都市センターのほうにも検討していただかなければい

けない。正直言ってしまうと、日本医科大学がいなくなってしまうたら、鉄道会社も新都市センターも皆困るわけである。そこら辺は他人事ではなく自分事としてきちんと考えてもらおうということで、いち早く情報を提供してそういうステージで皆さん同じ方向に向けて協議ができるようなスタンスで、きちんとした形で進めていただきたいと思うので、願います。

板橋委員

この要望書の中で言われているのが、もともと医療を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、特に昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は想定外の事態であり、病院経営を著しく窮状に陥れ、新病院への建て替えを困難な状況にしていると、非常に深刻な状況が述べられている。今、日本医科大学は本当に大切な病院だからという形で、あらたに委員も言われたが、多摩市は市としての病院は持っていないで、日本医科大学に相当依頼しているところがあるが、一方、稲城市や日野市は独自の市立病院を持っている。日本医科大学の実際の窮状というのは、稲城市も日野市も同じような状況に遭っているのかと、特に病院経営の上で思うわけであるが、その付近の情報を何か持っておられたらお聞かせ願う。

伊藤保健医療政策担当部長 今お話いただいた点である。いわゆる南多摩圏域における公立病院の新型コロナウイルスの影響度である。これは新聞報道等でお聞きしているところであるが、まず稲城市立病院は4月、外来の患者数は昨年1日平均629人から46%減の342人、病床利用率も昨年の70.2%から39.8%に減少しており、4・5・6月の3か月間だけで減収が7億7,700万円である。同様に日野市立病院についても、4月から6月で約4億円の赤字とお聞きしているところである。一方、全国的に見てみると、藤沢市民病院は4月で2億5,000万円、5月で3億6,000万円ということで、新型コロナウイルスの影響で入院外来ともに非常に影響があるところである。

板橋委員

本当に相当深刻な状況に置かれているのだなど、そういった意味では感じるが、しかし、私は当初UR都市機構の跡地に日本医科大学が入るといいう話を聞いたときに、これは諏訪の人たちのバリアフリーにも大きく役立つのではないかと、病院を建てて、その病院の市民への貢献という意味で、エレベーターも一緒につけてくれるならば、諏訪の人も駅からエレベータ

一で上まで、長い階段を上らなくても行くことができる。もっとも、まちづくりという点では病院の想定がされる前から、もしあそこに、UR都市機構の跡地に何か建物が建てられるのであったら、市としてはそういうバリアフリーの立場に立った取り組みをしてほしいという要望は再三行ってきたところである。今回そういった意味で本当に病院が具体的になる中で、一縷の望みを持っていたわけであるし、引き続きこれは実現可能かと思っている。

しかし、財政的な問題、先ほども20億円のお話が出たが、これはやはり平坦地を造成するための20億円というだけである。そのほかにも建設費に対する財政的支援もお願いされているし、隔地駐車場、まさに病院だけでは駐車場が足りないから別に駐車場を考えてほしいといった要望もあるので、その20億円どころではない要望がされていることはしっかり受け止める必要があるかと思う。

併せて、日本医科大学がなくてもいいのかということ、やはりそういうわけにもいかないと思うし、市としてもどれだけ前向きに協力していくかという、その姿勢もやはり必要なのではないかと思う。それには限度があるかと思うので、市として例えば財政支援をするとした場合どれくらいの支援が可能なのかについて見解をお聞かせ願う。

榎本施設政策担当部長 ご質問で幾つかポイントがあったと思う。前段の橋を渡って上がっていくところの高低差が結構あるということで、あそこのバリアフリー化については長年の課題と市も認識しているので、今回あそこのところの新病院の建設に当たって、そのバリアフリー化を何とかしていきたいというところで協議をさせていただいているので、どういう形かはこれからになるが、うまい形であそこのバリアフリー化も、この建設に合わせて少しでも前進できるようところで日本医科大学と協力しながら実現できるものがあれば、そこは追求していきたいと思っている。

あと、まさしく先ほど伊藤部長からもお話ししたとおり、建替え事業自体も工事としては大きな事業であるとともに、その中で今回の新型コロナウイルスは想定外という厳しい状況が起きた中での建替え事業を進めていくのだという思いも、この要望した中では、これまで40年果たしてきた

し、今後この場所で50年近く多摩市とともにこの地で医療の面からまちづくりの一翼を担いたいというような強い思いも文章に書かれているので、市としてはやはりその思いをきちんと受け止めて、何ができるのかできないのか、まさしく今の財政的な支援も含めてこれから検討を進めてまいりたいというところである。

先ほどの説明の最後に言ったが、要請いただいて、これから一つ一つ検討させていただくとともに、議会の皆さんとも情報を共有化させていただきながら協議も重ねさせていただいて詰めていきたいと思っているので、どうぞよろしく願います。

板橋委員

それから、ないところにどう生み出すかという点では、土地の問題がある。病院で約160台は準備しなければならないという、附置義務で責任のある駐車場台数が言われているが、そのうちの半分ぐらいを置けるような、あそこの病院だけでは賅えないので、そういう駐車場も探して準備してほしいというお話であるが、土地があればあそこがいいかという話にもなるのだが、まさにあの近くにそういった土地が思い浮かばないわけであるが、この要望に対して市はどのように受け止めておられるのか。

佐藤都市整備部長 まさに5番目のところの駐車場整備が困難であるため、隔地駐車場の確保に関して支援・協力をということであるが、もう少しどのくらいのお話なのかというところを伺わせていただいている。病院建設に当たって東京都、多摩市それぞれ一定のお客様が集まる施設建物となると、駐車場をこれだけ用意しろという指導が入ってくる。

現在、病院の床面積規模が確たるものとはなっていないが、建蔽・容積の関係からおそらくおおむねこのくらいだろうというところが4万平米近くまでは可能性としてあるので、そこをベースにしたときに160台強の附置義務が発生するだろうということで、東京都の条例によってそういった数字が導き出される。それはお客様だけではなく荷さばき用なども含めてということで、やはり敷地に対しての駐車場の割合が多ければ多いほど建物に与える影響が大きいのでということでは、何とか敷地の外でも条例を満たすことができるので、それで確保できないかという中で、この要望が出ていると受け止めている。

多摩市においても条例はあるが、東京都の条例を準用する形でおおむねそれくらいの規模感が必要になってくるだろう。ここで隔地での駐車場確保であるが、現時点では永山駅周辺にある大型の駐車場事業者への働きかけがメインになってくるが、それ以外の方法も含めて今後協議させていただければと考えている。

松田委員長      ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長      質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
以上で協議会を終了する。

（協議会終了）

---

午後 1時55分 再開

松田委員長      休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 1時55分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

総務常任委員長            松田 だいすけ